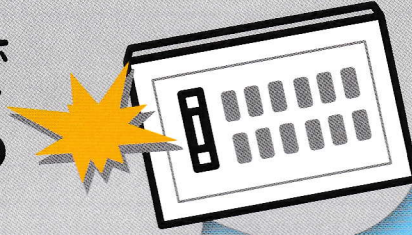


感震ブレーカー

最大8万円の助成！

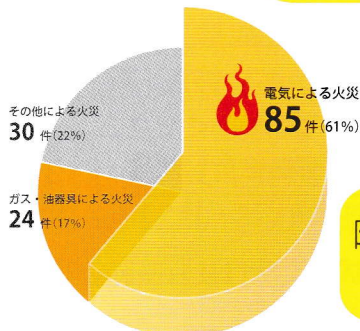
震度5強で
ブレーカーが落ちる



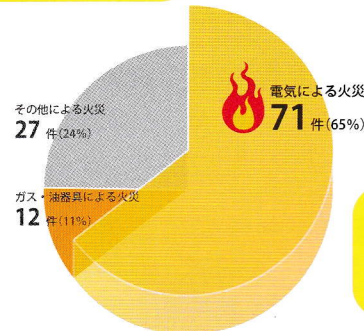
令和7年7月より
助成対象地域を
足立区全域に拡大！



大規模地震時における火災の発生状況



阪神・淡路大震災
(平成7年1月)



東日本大震災
(平成23年3月)



大規模震災発生時における火災による足立区内の死亡者想定 約300人とされています。

地震による電気火災対策では、**感震ブレーカーが効果的です。**

定期的な作動性能の確認や、必要に応じて部品等の交換を行いましょう。

詳しくは次のページに

問合せ先
申込み・申請先

〒120-8510 足立区中央本町一丁目17番1号
足立区 建築防災課 耐震化推進第一・第二係
足立区役所中央館4階 TEL 03 (3880) 5317

感震ブレーカー設置に係る費用の一部を助成します。

STEP 1

申込みできるか確認しましょう

1 対象建物：木造住宅

足立区全域の木造住宅が対象！

令和7年7月から
足立区全域に
拡大！

2 対象世帯：一般世帯と特例世帯のどちらですか？

		助成率、助成金額
一般世帯	居住する個人もしくは賃貸住宅所有者（法人を除く）	設置費用の 3分の2 最大5万円まで
特例世帯	一般世帯（賃貸住宅所有者を除く）のうち、次のいずれかに該当する世帯 ・65歳以上の方が含まれる ・要介護者が含まれる（要介護3～5） ・障がい者が含まれる （身体障害1～4級、精神障害1～3級、知的障害愛の手帳総合判定で1～4度） ・非課税者のみ	設置費用の 10分の10 最大8万円まで

注意！

- ・消費税は助成対象外です。
- ・助成金額は千円未満を切り捨てた金額となります。
- ・店舗などの居宅以外に使用されている分電盤は助成対象外です。
- ・過去に同

手続きの流れ

① 見積り	お近くの電気工事店に、相談と見積り依頼をしてください。
② 申込み	工事を行う前に、必ず申込みを行ってください。 ・裏面の申込書に必要書類を添えて、区役所へ持参または郵送にてご提出ください。 ・受付後、助成対象であることが確認できた方へ、申請書一式を郵送いたします。
③ 設置	申請書がお手元に到着後、設置を行ってください。 ・写真（設置前、設置中、設置後）を分電盤のフタを開けた状態で忘れずに撮影してください。 ・必ず領収書を受け取ってください。
④ 申請	設置完了後、申込みをした年度の1月末までに、申請書をご提出ください。 ・申請書に必要書類を添えて、区役所へ持参または郵送にてご提出ください。 ・書類の審査後、助成が決定した方へ、決定通知書を郵送いたします。 ・決定通知書の郵送後、3週間程度で指定口座に振り込みを行います。
⑤ 完了	助成金の振り込みをご自身でご確認いただきましたら、今回の助成は 全て完了 となります。

STEP 2

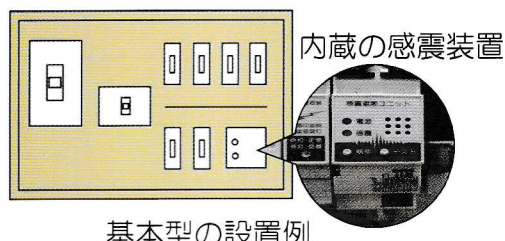
対象の器具を確認しましょう

助成対象の 感震ブレーカーは…

震度5強相当の地震をセンサーが感知したときに、警報を発し、約3分後にブレーカーを落として、電力供給を遮断する下記の器具が対象です。

まずはお近くの電気工事店等にご相談ください

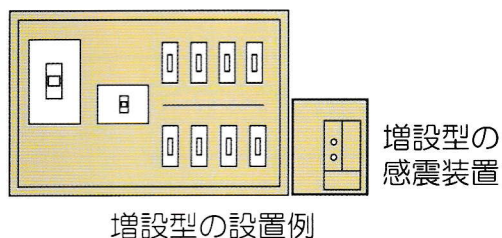
新規分電盤（丸ごと取り替え）



感震装置内蔵の基本型や、既設分電盤のとなりに設置する増設型（後付けタイプ）などがあります。

- ・一般社団法人日本配線システム工業会による「感震機能付住宅用分電盤ガイドラインJWDS0007付2」に適合するものであること。
 - ・全ての住宅に設置可能で、感震ブレーカーとして標準的なものです。
- 設置方法：お近くの電気工事店に設置を依頼する。

既設分電盤（今あるものを再利用）



電気工事店をお探しの場合は、下記団体へお問合せください。

東京都電気工事工業組合 足立地区本部

TEL 03(3883)7677

※電気工事店によっては、見積もりが有料の場合があります。

す。・感震機能のついていない分電盤からの交換・改良工事が助成対象です。
じ助成を受けている場合は助成対象外です。・建物が混構造の場合はご相談ください。

申込みに必要な書類一覧

☐ 申込書（裏面）

☐ 世帯全員が記載されている住民票※

☐ 建物の登記簿謄本※ または固定資産税納税通知書※²（建物が木造と分かるもの）

65歳以上の方が含まれない世帯のうち、
要介護者・障がい者が含まれる世帯

☐ 各手帳等の写し

65歳以上の方が含まれない世帯のうち、
非課税者のみの世帯

☐ 世帯全員分の特別区民税・都民税課税(非課税)証明書※

賃貸住宅所有者として申請される方

☐ 建物全体の各階平面図（住戸数が確認できるもの）

65歳以上の
方が世帯にいれば
不要！

※6ヶ月以内のもの、コピー可

※²コピー可